

令和4年 第9回 農業委員会総会

日時 令和4年9月26日（月）午後3時00分

場所 糸満市役所3-C会議室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1番 大城 真由美	2番 山城 学
3番 久保田 政子	4番 百次 成仁	5番 杉本 雄靖	6番 山城 弘美
7番 長嶺 安浩	8番 宮里 良淳	9番 玉城 正智	10番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1番 長嶺 栄	2番 金城 正弘	3番 長嶺 淳二	4番 大城 久
5番 賀数 宏	6番 伊敷 幸隆	7番 幸地 豊	8番 我謝 久男
9番 伊礼 幸清	10番 新垣 芳隆	11番 山城 隆次	12番 山城 満
13番 志茂 政安	14番 安谷屋健治		

【欠席委員】

新垣 芳隆 安谷屋 健治

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝 金城 伊作

【議事録署名人】

5番 農業委員 杉本 雄靖 6番 農業委員 山城 弘美

【議事日程】

- 日程第1 議案第41号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第2 議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第44号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第5 議案第45号 非農地証明願いについて

令和4年第9回 総会 議事録

事務局	これより令和4年第9回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願ひします。
会長	<p>【開会のあいさつ】</p> それでは令和4年第9回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は5番農業委員杉本雄靖さん、6番農業委員の山城弘美さんでお願いします。次回調査委員は、7番農業委員の長嶺安浩さん、8番農業委員の宮里良淳さん、10番推進委員の新垣芳隆さんでお願いします。
	<p>【議事日程】</p> 日程第1 議案第41号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(6件) 日程第2 議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(8件) 日程第3 議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(6件) 日程第4 議案第44号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(2件) 日程第5 議案第39号 非農地証明願ひについて(1件)
	<p>【議題の審議】</p> それでは審議に入ります。議案第41号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について事務局説明願ひします。
事務局	それでは、2ページをお開き下さい。農業経営基盤強化法利用権設定について4-38~4-43まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問があればよろしくお願ひします。 質問等なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。

会長	只今の案件可とします。次に議案第 42 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	それで 5 ページをお開き下さい。1 番は照屋の 1 筆で売買による所有権移転であります。2 番は国吉の 1 筆で売買による所有権移転であります。3 番は伊原の 1 筆で売買による所有権移転であります。4 番と 5 番は関連します。受人が同一であります。4 番は潮平の 1 筆で売買による所有権移転であります。5 番は阿波根の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定であります。6 番は東里 1 筆と喜屋武の 5 筆で売買による所有権移転であります。7 番は大度の 1 筆で売買による所有権移転であります。8 番は大度の 1 筆で贈与による所有権移転であります。3 条は以上です。
会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくをお願いします。
委員	3 番について、受け手が宮古島市であるが、問題はないのか？それと 4 番は市街化畑とあるが市街地の畑の意味か教えてほしい。
事務局	確かに受け手が宮古なのでさすがに厳しいですが、2 親等以内の方が耕作するのであれば出来るとあり、弟さんが県内に住んでおり耕作するとのことであるので、大丈夫。4 番の市街化畑は市街化区域の畑です。
会長	他に。質問ありませんか？（時間をおいて）なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	只今の案件は可とします。次に議案第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
事務局	8 ページをお開き下さい。1 番は真栄里の 1 筆で農地区分は農振農用地で賃借権の設定で資材置場への一時転用であります。一時転用の場合は農振農用地でも出来るようになっております。2 番は阿波根の 2 筆で農地区分は第 2 種農地で売買による所有権移転で、一般住宅への転用であります。3 番は米須の 4 筆で農地区分は農振農用地で賃借権の設定であります。一時転用で仮設道路等への転用であります。4 番は座波の 1 筆で農地区分は第 2 種農地で売買による

	<p>所有権移転で一般住宅への転用であります。5番は豊原の1筆で農地区分は第1種農地で売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。6番は照屋の1筆で農地区分は農振農用地であり、賃借権設定により花卉集出荷貯蔵施設への転用であります。以上です。</p>
会長	<p>現地調査員の報告をお願いします。</p>
委員	<p>10ページをお開き下さい。申請地は農振農用地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の一時的利用に該当するため、資材置場への転用は問題無いものと判断しました。12ページをお開き下さい。申請地は宅地及び原野・雑種地に囲まれた第2種農地であるため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。14ページをお開き下さい。申請地は農振農用地であるため原則不許可であります。しかし、不許可の例外の一時転用に該当するため仮設道路等への転用は問題無いものと判断しました。16ページをお開き下さい。申請地は宅地に囲まれた第2種農地であり、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。18ページをお開き下さい。申請地は農振農用地へ繋がる第1種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外、集落接続に該当するため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。20ページをお開き下さい。申請地は農振農用地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の農業用施設に該当するため転用は問題無いものと判断しました。以上です。</p>
会長	<p>只今の案件について、疑問質問等があればよろしくをお願いします。</p>
委員	<p>米須の件について、市は景観法や開発行為について、許可していないが農業委員会として、許可するわけにはいかないのでは？</p>
事務局	<p>去年の同じで、農業委員会としては、農地法のみで判断してほしいとの事。</p>
委員	<p>一時転用ですが、3年間後にもう一度申請を出すのか？</p>
事務局	<p>埋戻して終わりです。今の計画では3年で埋戻しまでとの計画です。</p>
会長	<p>他にありませんか？質問なければ只今の案件可としてよいでしょうか？</p>
委員	<p>異議なし。</p>

会長	只今の案件は可とします。次に議案第 44 号について、事務局説明願います。
事務局	22 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 2 件を読み上げて説明。
会長	只今の案件について、同意としてよいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	議案第 44 号は同意とします。次に議案第 45 号 非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。
事務局	25 ページをお開き下さい。非農地証明について 1 件あります。所在地は名城の 1 筆で面積が 25 m ² で仮称平和の道線に土地収用された残地であり現状は更地であります。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	26 ページをお開き下さい。面積が 25 m ² で農地として利用は厳しい状況でした。よって、非農地証明を許可しても何ら問題は無いものと判断しました。
会長	只今の案件について、疑問質問があればよろしくをお願いします。
委員	非農地にするため面積の基準はあるのか？
事務局	基準はありません。
委員	環境を考え我々が考えないといけない。
会長	他に質問なければ、只今の案件可としてよいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	議案第 44 号は可とします。 以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

5番 農業委員

杉本雄靖

6番 農業委員

山城弘美